

沼津市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全と創造を推進するための施策（第8条－第19条）

第3章 推進体制（第20条－第22条）

第4章 環境審議会（第23条）

付則

私たちのまち沼津市は、雄大な富士山を仰ぐ美しい海岸線、緑豊かな愛鷹山と沼津アルプスに連なる山々、水面輝く狩野川、そこに生息する動植物等、恵み豊かな自然のめぐみ恵沢の中で生命を守り、文化を培い、先人の努力により、今日の実りある社会を築いてきた。

しかし、一方で生活の利便性や物質的な豊かさを求めた大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会経済システムは、自然の復元力を超える環境負荷を与え、地域の環境はもとより、地球環境にまで大きな影響を与えている。

今の私たちには、全ての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、自然と共生を図りながら、環境負荷の少ない、持続的発展が可能な社会の実現に寄与することが求められている。

ここに私たちは、先人から引き継いだこのかけがえのない環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、市民、事業者及び滞在者の協働の下、地球的視野に立った環境の保全及び創造に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 製品等の循環的な利用の促進及び廃棄物等の適正な処理が確保されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られる社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来にわたって持続的に享受することができるように行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生の確保を旨とし、人を含めた自然の生態系の多様性を尊重し、自然環境の維持、保全、整備、回復及び活用を図っていかななければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の低減に向け、持続的に発展が可能な循環型社会の実現を目指し、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務の下、相互に連携し、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、国際的な協力・協調の下に行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。
- 3 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等、日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全と創造を推進するための施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施する。

- (1) 公害その他の環境の保全上の支障を未然に防止するとともに、市民の健康を保護し、安全で快適な生活環境を確保すること。
- (2) 野生生物の多様性及び健全な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、里山、里海、河川等の自然環境の保全を図り、自然と人との豊かな触れ合いが保たれること。
- (3) 多様な自然景観及び歴史的・文化的な景観を良好に保全し、美しく住みよい都市環境の実現を図ること。
- (4) 廃棄物の減量・資源化を促進し、循環型社会の構築を目指すとともに、自然エネルギー等の有効利用を促進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 環境の保全及び創造が、市、市民、事業者及び滞在者の責務の下、相互に連携し実施されるよう全ての主体の自主的な参加の推進を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全及び創造のために、市、市民、事業者及び滞在者のそれぞれが配慮すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、第23条に規定する沼津市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合に努め、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境の状況等の公表)

第11条 市長は、各年度における環境の状況、環境施策の実施状況等を公表しなければならない。

(教育及び学習の振興)

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減のための活動に自発的に取り組む意欲を増進させるため、環境に関する知識の普及、人材の育成及び活用、生涯学習の機会の拡充等、教育及び学習の振興を図るとともに、学校、家庭、地域、職場等において、連携を保ちつつ推進されるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適切に実施するため、環境の状況に関する必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第16条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(規制の措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(公害等に係る紛争の予防等)

第19条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に関する行為に係る苦情の処理及び紛争の予防等について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(推進体制の整備)

第20条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第22条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(審議会)

第23条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、沼津市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 市内の各種団体等を代表する者
 - (3) 公募の市民
 - (4) 関係行政機関の職員
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、審議会への関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津市環境保全基本条例（以下「旧条例」という。）第18条に規定する沼津市環境保全審議会（以下「旧審議会」という。）の委員として在任する委員は、この条例による改正後の沼津市環境基本条例（以下「新条例」という。）第23条に規定する沼津市環境審議会（以下「新審議会」という。）の委員とみなす。この場合において、新審議会の委員とみなされた委員の任期は、新条例第23条第6項の規定にかかわらず、令和3年6月30日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第18条の規定により選出されている旧審議会の会長又は副会長は、新条例第23条第7項の規定により選出された新審議会の会長又は副会長とみなす。
- 4 この条例の施行の日以後に、新条例第23条第5項の規定により委嘱される委員の任期は、新条例第23条第6項の規定にかかわらず、令和3年6月30日までとする。